

平成29年6月亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

頁

議案第50号	亀山市税条例の一部を改正する条例	1
議案第51号	亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例	8
議案第52号	亀山市地区コミュニティセンター条例の一部を 改正する条例	9

件名	亀山市税条例の一部を改正する条例	財務部 税務室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）等により地方税法（以下「法」といいます。）が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>≪第1条関係≫</p> <p>市民税関係</p> <p>（1）上場株式等に係る配当所得等について、市県民税申告書及び確定申告書がいずれも提出された場合、これらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることとします。 ≪第17条、第23条の2、附則第30条の2、附則第42条の2及び附則第42条の3関係≫</p> <p>（2）配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴い、法において控除対象配偶者の定義が改められたことから、関係する規定中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めます。 ≪附則第9条関係≫</p> <p>≪参考≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法改正前の控除対象配偶者 納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下のもの⇒法改正後は同一生計配偶者と定義 ・法改正後の控除対象配偶者 同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1千万円以下である納税義務者の配偶者 <p>（3）肉用牛の売却による事業所得の課税の特例適用期限（平成30年度まで）を3年延長し、平成33年度までとします。 ≪附則第15条関係≫</p> <p>≪参考≫平成28年度における適用件数は、2件となっています。</p> <p>（4）優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、特例適用期限（平成29年度まで）を3年延長し、平成32年度までとします。 ≪附則第33条関係≫</p> <p>≪参考≫平成28年度における適用件数は、9件となっています。</p> <p>固定資産税関係</p> <p>（5）震災等により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が、被災者生活</p>		

再建支援法（平成10年法律第66号）が適用された市町村において、震災等が発生した日から、被災年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日までの間に、滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産の取得又は損壊した償却資産の改良を行った場合は、当該取得又は改良が行われた日以後最初に固定資産税を課することとなった年度から4年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準を2分の1とすることとされたことに伴い、関係する規定の整備を行います。 **<第66条関係>**

(6) 地方団体が課税標準の特例措置の内容を条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置<通称：わがまち特例>が次の施設等に対して導入されたことに伴い、当該施設等に係る固定資産税の課税標準の軽減率を2分の1と定めることとします。

また、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫及びフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に規定するノンフロン製品（自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器）に係るわがまち特例の特例期間が終了したことから、関係する規定を削除します。

<第66条の2及び附則第17条の2関係>

【導入された施設等】

- ① 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員が5人以下のものに限る。）の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）

本条例において定める軽減率	法において参酌することとされている軽減率	現行の軽減率（法による規定）	軽減期間
2分の1	2分の1 (3分の1以上3分の2以下)	2分の1	軽減期間の定めはありません。

《参考》現在、亀山市において、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業は、存在しません。

※都市計画税に係る軽減率については、固定資産税と同様に適用されます。

- ② 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく政府の補助を受けた事業主等が設置する、企業主導型保育事業の用に供する固定資産

本条例において定める軽減率	法において参酌することとされている軽減率	現行の軽減率 (法による規定)	軽減期間
2分の1	2分の1 (3分の1以上3分の2以下)	なし	5年間

《参考》現在、亀山市において当該保育事業は、存在しません。

- (7) 居住用超高層建築物に係る固定資産税について、当該建築物の区分所有者全員が協議して定めた補正の方法の申出があった場合には、区分所有者ごとに固定資産税額を算出する際に用いる専有床面積を当該申出により補正することができることとされたことから、その補正の方法の申出について、現行の区分所有者に係る家屋と同様に、規定することとします。

＜第69条関係＞

《参考》超高層建築物とは、高さが60mを超える建築物であり、現在亀山市においては存在しません。

- (8) 震災等により被災を受けた建物に係る共用土地について、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）に規定する被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、納税義務者の代表者の申出により従前の共用土地に係る税額の按分方法と同様の扱いを受けることができることとします。

＜第70条関係＞

《参考》共用土地とは、分譲マンション等の区分所有家屋の敷地に供されている土地を言います。

- (9) 被災市街地復興特別措置法に規定する被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地について、住宅用地に対する課税標準の特例期間を2年度分から4年度分に延長することとします。

＜第84条関係＞

《参考》住宅用地に対する課税標準額の特例とは、固定資産税においては200㎡以下の住宅用地については課税標準額を6分の1、200㎡を超える部分の住宅用地については課税標準額を3分の1、都市計画税においては200㎡以下の住宅用地については課税標準額を3分の1、200㎡を超える部分の住宅用地については課税標準額を3分の2とするものです。

- (10) 昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に費用が50万円を超える耐震改修が行われたものであって、認定長期優良住宅に該当することとなったものに対して課する固定資産税額を3分の2減額する適用を受けるために提出する申告書の内容を定めます。

＜附則第18条関係＞

軽自動車税関係

(11) 新規取得した一定の環境性能を有する3輪以上の軽自動車について税率をおおむね75%、50%又は25%低く(軽課)する特例措置(グリーン化特例)を、その適用範囲を見直した上で2年延長し、平成31年度までとします。 <附則第29条の2及び附則第30条関係>

乗用の3輪以上の軽自動車の適用範囲の見直し

区 分			軽減率
電気自動車等			75%軽減
ガソリン車及びハイブリッド車	現行	平成32年度燃費基準+20%達成	50%軽減
	改正後	平成32年度燃費基準+30%達成	
	現行	平成32年度燃費基準達成	25%軽減
	改正後	平成32年度燃費基準+10%達成	

※貨物用については、適用範囲の見直しはありません。

《参考》亀山市における平成29年度課税分(乗用に限る。)新車登録台数811台のうちグリーン化特例の台数は、671台となります。

その他

(12) 法の一部改正に伴う規定の整備を行います。

<第43条及び附則第17条関係>

《第2条関係》

市民税関係

(1) 平成31年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の地方交付税の原資化が進められることとなったことから、法人市民税法人税割の税率を9.7%から6%に引き下げます。なお、引き下げた税率は、地方法人税の税率に加算され、国が地方交付税として地方団体に分配することとなります。 <第20条関係>

軽自動車税関係

(2) 消費税率が10%に引き上げられることに伴い、現行の自動車取得税が廃止され、自動車税及び軽自動車税に環境性能割が新設されることとなったことから、次のとおり軽自動車税の環境性能割の税率を定めることとし

ます。環境性能割については、3輪以上の軽自動車の取得者の申告により市が賦課徴収を行うこととなりますが、当分の間は、県が賦課徴収を行うこととします。なお、現行の軽自動車税については種別割として引き続き課税します。 <第8条、第88条、新第90条、新第90条の3、新第90条の4、新第90条の5、新第90条の6、第91条、第92条、第93条、第94条、第95条、第96条、第97条、第98条、新附則第29条の2、新附則第29条の4、新附則第29条の6及び新附則第30条関係>

区 分			3輪以上の軽自動車の税率	
			自家用	営業用
電気自動車等			非課税	
ガソリン車及びハイブリッド車（平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る。）	乗用	平成32年度燃費基準+10%達成車	非課税	
		平成32年度燃費基準達成車	取得価格の100分の1	取得価格の100分の0.5（当分の間）
		平成27年度燃費基準+10%達成車	取得価格の100分の2	取得価格の100分の1（当分の間）
	貨物用	平成27年度燃費基準+20%達成車	非課税	
		平成27年度燃費基準+15%達成車	取得価格の100分の1	取得価格の100分の0.5（当分の間）
		平成27年度燃費基準+10%達成車	取得価格の100分の2	取得価格の100分の1（当分の間）
上記以外の車			取得価格の100分の2（当分の間）	取得価格の100分の2（当分の間）

(3) 環境性能割の納税義務者が申告等をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科することとし、納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とします。 <新第90条の7関係>

(4) 公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車、身体障害者等を常時介護する者が運転する3輪以上の軽自動車等のうち必要と認めるものに対し、環境性能割を減免することとします。ただし、当分の間は、県が自動車税の環境性能割において行う減免の対象車両に相当する3輪以上の軽自動車を減免の対象車両とします。

<新第90条の8及び新附則第29条の3関係>

(5) 県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収を行うために要する費用を補償

するため、環境性能割として徴収された全額（亀山市分）の5%を徴収取扱費として県に交付することとします。 <新附則第29条の5関係>

(6) 条項ずれ等に伴う規定の整備を行います。

<第10条、新第89条及び新第90条の2関係>

3 その他

(1) 施行日等は、次のとおりとします。

<第1条関係>

施行日は、公布の日とし、平成29年度以後の年度分の個人市民税、固定資産税及び軽自動車税について適用します。ただし、一部の施行日及び適用は次のとおりとします。

- ・ (2) の施行日は平成31年1月1日とし、平成31年度以後の年度分の個人市民税について適用します。
- ・ (5)、(8) 及び (9) は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により被災を受けた償却資産等に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用します。
- ・ (6) のうち、①の施設等に関する規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用します。

<第2条関係>

施行日は、平成31年10月1日とし、次のとおり適用します。

- ・ 市民税関係については、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人市民税について適用します。
- ・ 軽自動車税関係のうち、環境性能割に関する規定は平成31年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用します。
- ・ 軽自動車税関係のうち、種別割に関する規定は平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用します。

(2) 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された管理協定の対象となった備蓄倉庫及び平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得されたノンフロン製品に対して課する固定

資産税については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。

- (3) 附則において、平成26年6月23日に公布した亀山市税条例等の一部を改正する条例（平成26年亀山市条例第14号）及び平成27年6月30日に公布した亀山市税条例等の一部を改正する条例（平成27年亀山市条例第26号）の一部を改正し、法の一部改正に伴う規定の整備を行います。

件名	亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例	財務部 税務室
----	----------------------	------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）により地方税法（以下「法」といいます。）が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

（1）固定資産税と同様に、地域決定型地方税制特例措置＜通称：わがまち特例＞が次の施設等に対して導入されたことに伴い、当該施設等に係る都市計画税の課税標準の軽減率を2分の1と定めることとします。

また、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に係るわがまち特例の特例期間が終了したことから、関係する規定を削除します。

＜附則第4項及び新附則第6項関係＞

【導入された施設等】

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく政府の補助を受けた事業主等が設置する、企業主導型保育事業の用に供する固定資産

本条例において定める軽減率	法において参酌することとされている軽減率	現行の軽減率 (法による規定)	軽減期間
2分の1	2分の1 (3分の1以上3分の2以下)	なし	5年間

（2）条項ずれに伴う規定の整備を行います。

＜附則第6項及び附則第15項関係＞

3 その他

（1）施行日は、公布の日とし、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用します。

（2）平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された管理協定の対象となった備蓄倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。

件名	亀山市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例	市民文化 部 地域づくり支援室
----	-----------------------------	--------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

城東地区コミュニティセンターは、耐震診断を実施した結果、耐震診断基準の適用範囲外であり、耐震補強ができない状態となっています。大地震が発生した場合、倒壊のおそれもあることから、安全確保上、当該施設の使用を停止しているところです。

こうした中、一般社団法人三重県建設業協会から土地及び建物（現在の当協会亀山支部の事務所）を借り受けて城東地区コミュニティセンターとして位置付け、城東地区まちづくり協議会の活動拠点としていくため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

城東地区コミュニティセンターの位置を改めます。

< 第 2 条関係 >

改正前	亀山市東町一丁目 8 番 2 2 号
改正後	亀山市東丸町 5 1 7 番地 6

3 その他

施行日は、平成 2 9 年 7 月 1 日とします。